

令和4年度 消費者基本計画関連施策の実施状況

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|------------------------|--|---|---|---------------------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保 | 重点施策1 消費者取引の適正化 | | | |
| | (1) 取引等の適正化 | | | |
| | 特定商取引法・消費生活条例等の適正運用 | 特定商取引法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。 ・消費生活相談等を端緒として調査を実施、事業者を指導 ・広域事業は、国や他の都道府県と連携し指導を強化 | 【県民活動生活課・消費生活センター】 ・法に違反した事業者がいないか調査し、消費者および事業者から聴取を行った。また、事業者からの相談に応じ、特定商取引法にかかる取引の適正化に努めた。 【消費生活センター】 ・特定商取引法・消費生活条例等に関する事業者との面談：52件 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 消費生活協同組合の指導検査 | 消費生活協同組合法の規定に基づく指導検査の実施により、組合の業務の健全かつ適切な運営を確保するとともに、組合員等の保護を図る。 | ・各生協および生協連への指導・検査を実施し、業務が健全かつ適切に運営できるよう、指摘や助言を行った。特に財務面においては、公認会計士の協力により適切な運営指導を図った。 検査対象組合：5生活協同組合 | 県民活動生活課 |
| | 貸金業者の指導監督 | 貸金業法に基づき、貸金業者の業務の適正な運営の確保および資金需要者等の利益の保護を図る。 ・貸金業者(県知事登録業者)の指導・監督 ※「貸金業に係る相談窓口の設置」と併せて実施 | 貸金業者に対して、貸金業法をはじめとする関係法令等の遵守を徹底し、業務の適正な運営を確保するよう指導・助言することによって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営を図った。 ・業者の登録に関する業務(登録および更新要件審査、変更、廃業等) 登録業者数：5業者(R4.3.31現在)→5業者(R5.3.31現在) ・貸金業者に対する業務指導、報告徴収 ・貸金業者に対する立入検査、現地確認等 ※みなし貸金業者を含む 立入検査 5業者 その他訪問調査・指導 14業者(みなし貸金業者) 貸金業者に対しては、法律の遵守状況等を確認するため、法令に則り毎年1回立入検査の実施による指導を行っているほか、随時の啓発業務を通じて業務運営の適正化に向けた指導を行っており、この結果、資金需要者等からの苦情は平成24年度以降は令和2年度の1件のみである。 今後も、資金需要者等の利益の保護を図るため、引き続き貸金業者において適正な業務運営がなされるよう努める。 | 中小企業支援課 |
| | 建設業者の指導監督 | 建設業を営む者の資質の向上等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保するとともに、住宅瑕疵担保履行法に基づき、建設業者にかかる特定住宅瑕疵担保責任を金銭的に担保し、発注者を保護する。 ・建設業者の指導・監督 ・建設業許可業者の情報公開 | ・建設工事の適正な施工を確保し発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対し、行政指導・行政処分を行った。 ・建設工事の発注者等に建設業者の経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供するため、許可申請書類を閲覧に供した。 ・建設業取引の適正化・関係法令順守の徹底を図るため、訪問指導を行った。 | 監理課 |
| | 宅地建物取引業者の指導・監督 | 宅地建物取引業務の適正化を図るため、宅地建物取引業法に基づき業者に対する指導監督を行うことにより、公正な取引の確保と消費者の保護を図る。 ・宅地建物取引業者事務所調査の実施 | 宅地建物取引業の取引の公正を確保し、消費者保護を図るため、免許業者の事務所調査を実施した。 ・令和4年11月～12月 40事務所 また、免許申請(新規、更新)時において事務所が適法に設置されているかの現地確認調査を委託実施した。 ・令和4年度 284事務所 | 住宅課 |
| 健康福祉サービス評価システムの推進 | 健康福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資するため、自己評価を促進するとともに、評価調査者養成研修や評価機関の認証などを行い、第三者評価の実施に取り組む。 ・第三者評価機関認証委員会の開催 ・健康福祉サービス評価システム推進委員会の開催 ・第三者評価機関の育成・支援 ・自己評価、第三者評価の事業者に対する広報啓発 | ◇健康福祉サービス評価システムの推進 「健康福祉サービス評価」は、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」等があり、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的としている。 健康福祉サービスの質の向上を図ることや、利用者によるサービス選択に資することを目的に、事業者が自らのサービスについて評価する「自己評価」を促進するとともに、事業者でも利用者でもない第三者の評価機関が評価する「第三者評価」の受審を促進した。 【第三者評価の受審状況】 ・保育所・認定こども園・放課後児童クラブ 7件 ・養護老人ホーム・訪問介護事業所 2件 ・障害者支援施設 2件 ・救護施設 1件 | 健康福祉政策課 | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|------------------------|---|--|---|---------------------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保 | (2) 広告・表示等の適正化 | | | |
| | 景品表示法に基づく表示指導 (「特定商取引法・消費生活条例等の適正運用」に含む) | 景品表示法の適正な運用により、取引の適正化、消費者の利益の擁護を図る。 ・消費生活相談等を端緒として調査を実施、事業者を指導 ・事業者向け景品表示法の説明会を実施 ・事業者からの表示に関する相談 | ・関係機関からの通知や申告による情報に迅速に対応し、改善が必要な場合は事業者に指導を行った。また、事業者からの表示等に関する相談に対応し、表示の適正化に努めた。 景品表示法にかかる口頭指導：7件 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 食品表示法に基づく品質表示の適正化の推進 | 原材料名や期限表示、食品添加物およびアレルギー等の表示について、食品の製造・販売施設への立入検査等を行い、表示の適正化を図る。 ・不適正な食品表示に係る事業者への調査、指導 ・不適正な食品表示に関する情報の受付 ・事業者からの表示に関する相談 | 食品表示法および関係の法令等に基づく適正な食品表示が行われるよう、事業者に対する調査・指導を行った。 ・調査・指導件数：10件 | みらいの農業振興課 |
| | 家庭用品品質表示法に基づく表示指導 | 家庭用品品質表示法に基づき、立入検査の実施や販売業者等に対する表示事項遵守の指示を行うことにより、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。 ・立入検査の実施 ・販売業者等に対する表示事項遵守の指示 ・消費者の利益が害されている旨の申し出受理 | 家庭用品品質表示法第19条第2項に基づく立入検査の実施状況 ・検査実施市町数 13市町、検査実施店舗数 41店舗、不適正表示件数 0件 同法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗等については法に基づき市が行い、町の区域にある店舗等については県が町に権限を委譲しているところであり、各市町がそれぞれの権限に基づいて立入検査を実施した。 | 中小企業支援課 |
| | 米穀の適正流通の推進 | 米穀の出荷販売事業者等への巡回調査・指導を行うことにより、主要食糧法および米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の推進を図る。 ・制度の周知・啓発や事業者に対する調査・指導 | 食糧法に基づき、用途限定米穀をその定められた用途以外の用途に供されないよう、近畿農政局と巡回調査を実施するとともに、米トレーサビリティ法の関係者への周知に努め、米の産地情報の適正な伝達や記録の保持等が行われるよう指導を行った。 ・調査事業者数 6事業者(いずれも問題なし) | みらいの農業振興課 |
| 計量法に基づく検査等 | 正確な計量の確保に努めるとともに、適正計量の周知徹底を図る。 ・取引証明に使用する計量器の定期検査 ・商品量目の立入検査 ・計量関係事業者、計量器使用者に対する立入検査 | (1)計量器定期検査 取引や証明に使用されている「はかり」について、検査を実施した。 ・検査台数：908台(大型・小型はかりの検査台数(分銅・おもりを除く。)) (2)立入検査 ①計量関係事業者に対する立入検査 計量器製造事業者等に対し、法令遵守の状況等について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：25事業者 ②計量器使用者に対する立入検査 ガソリンスタンド等に対し、計量器の検定有効期限等の管理状況について立入検査を実施した。 ・立入検査事業者数：58事業者 | 計量検定所 | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|------------------------|-----------------------|---|--|---|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保 | ■重点施策2 商品・サービスの安全性の確保 | | | |
| | (1) 商品・サービスの安全性の確保 | | | |
| | 危険物規制事務 | <p>危険物の貯蔵・取扱いおよび消防設備機器の安全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱者保安講習会委託 ・消防設備士講習会委託 ・危険物取扱者免状交付等事務委託 ・消防設備士免状交付等事務委託 ・危険物事故防止連絡会 | <p>◇危険物規制事務</p> <p>(1) 危険物取扱者保安講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 申請者 2,538人 受講者 2,463人</p> <p>(2) 消防設備士講習会委託 委託先：(一社)滋賀県防火保安協会連合会 ① 消火設備 申請者 59人 受講者 59人 ② 警報設備 申請者 171人 受講者 170人 ③ 避難設備・消火器 申請者 117人 受講者 116人</p> <p>(3) 危険物取扱者免状・消防設備士免状交付等事務委託 委託先：(一財)消防試験研究センター ① 危険物取扱者免状 新規交付 2,273件、再交付 119件、書換 20件、写真書換 1,788件 ② 消防設備士免状 新規交付 458件、再交付 12件、書換 3件、写真書換 163件</p> <p>【成果】 危険物取扱者および消防設備士の資質の向上が図られ、危険物事故の防止ならびに消防設備工事の適切な施工に寄与した。</p> | 防災危機管理局 |
| | 危険物・高圧ガス等に対する保安対策 | 高圧ガス指導取締 | <p>高圧ガス(LPガス等)の保安に関する啓発ならびに取引の適正化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所・販売店に対する立入検査等の実施 ・保安講習会の開催、消費先の保安基準維持調査および自主保安の啓発 | <p>◇高圧ガス指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 ①高圧ガス関係 保安検査 36件 移動車両立入検査 3件 ②LPガス関係 販売店立入検査 50件</p> <p>(2)保安講習会の実施 ①高圧ガス関係 ・令和4年10月14日(金) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 239人 ・令和4年11月22日(火) 13:00~17:00 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 142人</p> <p>②LPガス関係 ・令和4年11月7日(月) 13:30~16:30 びわ湖大津館 出席者数 69人 ・令和4年11月8日(火) 13:45~16:30 滋賀県立文化産業交流会館 出席者数 80人 ・令和4年11月9日(水) 13:30~16:30 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 109人</p> <p>【成果】 高圧ガス取扱い事業者の保安レベルの向上が図られ、事業所および一般家庭LPガス消費者の事故の未然防止が図られた。</p> |
| | 火薬類等指導取締 | <p>火薬類の貯蔵・消費・その他の取扱いについて指導し、事故の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売店および消費者に対する立入検査等の実施 ・保安・啓発業務委託 | <p>◇火薬類等指導取締</p> <p>(1)立入検査等の実施 令和4年度実施 保安検査16件 立入検査13件</p> <p>(2)保安講習会の実施 ①火薬類取扱従事者保安教育講習会 令和4年12月23日(金) 滋賀県教育会館 出席者数 16人 ②煙火消費保安教育講習会 令和5年2月19日(日) 滋賀県立男女共同参画センター 出席者数 165人</p> <p>【成果】 火薬類取扱事業者の保安レベルの向上が図られ、事故の未然防止に寄与した。</p> | 防災危機管理局 |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 | |
|------------------------|-------------------|---|---|---|---------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | | |
| 基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保 | 危険物・高圧ガス等に対する保安対策 | 電気工事等指導取締 | 粗悪な電気用品(工事)等による危害を防止する。 ・販売店および工事施工業者に対する立入検査等の実施 ・電気工事施工業者に対する保安講習会の開催 | ◇電気工事等指導取締 (1)立入検査等の実施 令和4年度実施 0事業者 (2)保安講習会の実施 ・令和4年10月5日(水) 13:30~16:00 ひこね市文化プラザ 出席者数 電気工事業者 550人 ・令和4年11月16日(水) 13:30~16:00 守山市民ホール 出席者数 電気工事業者 573人 【成果】 電気工事業者の保安レベルの向上が図られ、不良工事等の軽減に寄与した。 | 防災危機管理局 |
| | 消費生活用製品の安全の確保 | | 特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。 | ・法に基づく立入検査は、市の区域内にある店舗については法に基づき市が行い、町の区域内にある店舗については県が町に権限を委譲している。 ・消費生活用製品安全法に基づく立入検査 <特定製品(乳児用ベッド、圧力なべ等)> 立入販売事業者数:22事業者(うち違反事業者数:0件) <特定保守製品(石油給湯器等)> 立入販売事業者数:4事業者(うち違反事業者数:0件) | 県民活動生活課 |
| | びわ湖材産地証明事業 | | 県内産木材が適正に消費者に提供されるよう安心と信頼の分別・表示管理システムの構築を図る。 ・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 ・登録業者への指導・検査 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供、普及啓発 | ・県産木材取扱業者の審査・認定・登録 : 新規認定1件、更新13件、変更登録5件 ・登録業者への指導・検査 : 93件 ・産地証明の普及啓発 : 流通状況取りまとめ4回 ・産地証明、流通量の把握、情報の提供 : 研修会1回 参加者25人 | 森林政策課 |
| | 家庭用品安全対策の推進 | | 有害物質の含有する家庭用品について監視および検査を行い、健康被害の防止に努める。 ・試買テストの実施 ・被害の苦情等受付・調査および検査 | 家庭用品試買テストを実施した。 ・検体数:15品目 | 生活衛生課 |
| | 建築物等の安全対策 | | 構造・設備・敷地・用途が適法な建築物が提供されるよう、建築士事務所や建築工事業者、指定確認検査機関等に対する講習会を開催するとともに、建築基準法に定める中間検査や完了検査、定期点検の実施等にかかる指導を実施する。 ・建築物等の確認等 | ◇建築物等の確認等 (1)建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保 ・中間検査、完了検査シールの交付制度の実施 ・中間検査、完了検査未実施物件への督促 (2)指定確認検査機関・建築士事務所等の適正な業務実施 ・建築士事務所への立入検査:32件(R4上半期14件、R4下半期18件) ・指定確認検査機関への立入検査:県指定機関への立入実施(R5.2) (3)建築物および建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保 ・建築物防災点検の実施(上期、下期の防災週間による実施) ・特殊建築物定期報告未提出施設への督促、防災点検の実施 | 建築課 |
| | 医薬品等の安全の確保 | | 有効かつ安全な医薬品等の供給を図る。 ・薬事関係事業者に対する監視指導 ・医薬品等についての品質検査 ・医薬品等の苦情・相談処理 | 消費者に、有効かつ安全な医薬品等の供給を図るため、薬局、医薬品販売業者、医薬品等製造販売業者および製造業者に対して監視指導を実施した。 また、消費者からの医薬品等に関する苦情・相談について適切な措置を講じた。 (1)薬事関係事業者への監視指導 対象施設数:7,475施設、監視指導施設数:1,129施設、違反発見数:67件 (2)医薬品等の品質検査 ①指定医薬品等の取去検査(違反なし) 医薬品:2検体 ②健康食品等の試買調査(違反なし) 強壯用、痩身用:8検体 ③無承認無許可医薬品の取締 監視指導件数:144件(うち不適1件) (3)医薬品等の苦情・相談 23件 | 業務課 |
| 医療サービスの安全の確保 | | 医療安全や医療機関に関する相談に対応し、患者・家族と医療関係者・医療機関との信頼関係の構築を支援する。 | 県医療安全相談室において、令和4年度は年間602件の相談に対応し、患者・家族等と医療提供施設との信頼関係の構築を支援した。 | 医療政策課 | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|------------------------|--|---|--|-------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保 | 毒物劇物の安全対策 | 毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図る。 ・毒物劇物営業者等の監視指導 ・毒物劇物取扱者試験の実施 | 毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、毒物劇物営業者等に対する監視指導および毒物劇物営業者の登録・届出事務を行った。 ・毒物劇物営業者等の監視指導 対象施設数：681施設 監視指導施設数：198施設 違反発見施設数：29施設 | 業務課 |
| | 生活衛生施設等の監視指導 | 生活衛生営業施設等が衛生的に整備管理されるよう監視指導を行う。 ・生活衛生営業施設に対する許可・確認・検査および立入検査・指導 | <生活衛生営業施設の衛生状況に関する監視指導の実施> 対象施設：多数の者が使用または利用するため、その維持管理について環境衛生上の正しい知識が必要とされている特定建築物と、クリーニング所(洗い場) 立入施設数：特定建築物 29施設、クリーニング所 72施設 | 生活衛生課 |
| | (2) 食の安全・安心の確保 | | | |
| | 食の安全確保推進事業 | 食の安全・安心を確保するため、食の安全情報の提供やシンポジウム・意見交換会等の開催などにより食の安全・安心に関する正確で分かりやすい情報を発信するとともに、滋賀県食品衛生監視指導計画に基づき計画的に監視指導を実施する。 ・食の安全・安心推進条例の推進 ・食の安全情報の提供 ・シンポジウム、意見交換会等の開催 ・食の安全・安心審議会の運営 ・食品営業許可申請に基づく検査の実施 ・食品営業施設等の監視指導 ・夏期・年末食品一斉取締り | <滋賀県食の安全・安心審議会の開催> 令和4年8月19日 <食の安全・安心に関する情報の提供> (1) ホームページ「食の安全情報」による情報提供 ホームページへのアクセス件数：121,282件 (2) 食品による健康被害情報の迅速な提供 近畿府県市内の食中毒情報を、随時ホームページやしらしがメールにより提供 <食の安全・安心シンポジウム、意見交換会の開催> 食の安全・安心シンポジウムの開催 開催日：令和5年2月21日 テーマ：食の安全を守る取り組みについて考える～HACCP(ハサップ)ってなに?～ 参加者数：118人 地域における意見交換会の開催(開催主体：各保健所、食肉衛生検査所) 開催回数：7回 参加者数：142人 テーマ：食中毒予防について考える等 <食品衛生に関する講習会等の開催> (1) 消費者を対象とした講習会 開催回数：27回 参加者数：506人 (2) 事業者を対象とした研修会 開催回数：51回 参加者数：2,004人 <営業許可検査の実施> ・改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設 新規許可：2,552施設、継続許可：0施設 <監視指導の実施> 監視指導件数：7,250施設 <一斉監視指導の実施> (1) カンピロバクター等食中毒予防対策(5～2月)：126施設 (2) 食品、添加物等の夏期一斉監視(7月)：749施設 (3) 食品、添加物等の年末一斉監視(12月)：1,575施設 | 生活衛生課 |
| 食の安全・安心強化対策事業 | 食の安全・安心事業を強化するため、大規模な食中毒を想定した模擬訓練、飲食店等の自主衛生管理の推進、消費者の意向を反映した買い上げ検査と情報提供を実施する。 ・健康危機管理シミュレーションの実施 ・特定食品の買い上げ検査の実施 | <健康危機管理シミュレーションの実施> 実施日：令和4年12月21日 参加施設：県内の介護保険施設の給食提供事業者等21名 内容：消化器症状を呈した利用者を探知した際に必要な初動対応等の確認および情報共有 <特定食品不安解消事業> 広域流通食品の買い上げ検体：303検体 | 生活衛生課 | |
| 食中毒予防対策事業 | 食中毒予防の正しい知識および情報を周知するとともに、食中毒の発生リスクが高い飲食店等に対して事故防止対策を重点的に指導する。 ・食中毒予防のための事業(食中毒注意報の発令、衛生講習会等の実施) ・食中毒発生時の疫学調査 | 食中毒予防の知識の向上と食中毒発生時の疫学調査を実施し、原因の追究と拡大・再発の防止に努めた。 <食中毒注意報の発令> 食中毒注意報(7月1日～9月30日)：5回 ノロウイルス食中毒注意報(11月1日～3月31日)：4回 <衛生講習会の実施(再掲)> 事業者を対象とした食中毒講習会：54回、1,468人 <食中毒発生時の疫学調査> 食中毒発生件数：5件(調査、行政処分および再発防止の指導を実施) | 生活衛生課 | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|------------------------|--|--|--|-----------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保 | 食品・添加物試験検査事業 | 食品・添加物等の規格基準等の試験検査を行い、県民に提供される食品の安全確保に努める。 ・食品、添加物等の規格基準検査 ・農畜産物の残留農薬検査 ・アレルギー物質含有食品の検査 ・遺伝子組換え食品の検査 | <規格基準等検査> 検査数：1,335検体(違反数：0件) <残留農薬検査> 検査数：115検体(違反数：0件) <アレルギー含有食品の検査> 検査数：39検体(陽性数：1件) <遺伝子組換え食品の検査> 検査数：4検体(違反数：0件) | 生活衛生課 |
| | 食品表示法に基づく表示指導(食の安全確保推進事業を含む) | 原材料名や期限表示、食品添加物およびアレルギー等の表示について、食品の製造・販売施設への立入検査等を行い、表示の適正化を図ります。 ・夏期・年末食品一斉取締りにおける食品表示に係る監視 ・事業者からの表示に関する相談対応 | <夏期・年末食品一斉取締りにおける食品表示に係る監視> (1)食品、添加物等の夏期一斉監視(7月)：243施設 (2)食品、添加物等の年末一斉監視(12月)：344施設 | 生活衛生課 |
| | 食肉衛生検査事業 | と畜場に搬入される獣畜に対して、と畜検査員による検査を行うとともに、関係業者への衛生指導・検査を行い食肉の安全確保を図る。 ・と畜検査および必要な措置 ・枝肉等の細菌汚染調査 ・牛海綿状脳症スクリーニング検査 ・と畜場関係者に対する衛生指導 | <と畜検査> と畜場内とさつ頭数 牛：9,142頭(全頭検査) <細菌汚染調査> 検査数：569件 <牛海綿状脳症スクリーニング検査> 検査数：4検体(陽性数：0件) <衛生指導講習会> 講習会実施数：4回 | 生活衛生課 |
| | 食鳥肉衛生対策事業 | 食鳥処理場の衛生確保および食鳥検査方法の向上に努め、食鳥肉の安全確保を図る。 ・食鳥検査および必要な措置 ・食鳥処理施設の監視指導 | <食鳥処理施設立入り等検査> 監視指導件数：35件 | 生活衛生課 |
| | 食品安全監視センター事業 | 特定食品等製造等施設に対して、HACCPの適切な運用管理を指導することにより、食品等事業者の衛生管理レベルの維持・向上を図る。 ・特定食品製造施設等に対する監視指導 ・HACCP適合証明制度に基づく証明事務 | <特定食品製造等施設等に対する監視指導> 監視指導件数：662件 <HACCP適合証明制度に基づく証明事務> 証明件数：7件 | 生活衛生課 |
| | 国際水準GAP認証取得支援事業 | 県産農産物に対する消費者の信頼を高めるため、県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手法の普及に努める。 ・農業教育機関における国際水準GAPの認証取得に係る費用の支援 ・GAP指導員の育成 | 国際水準GAP認証取得を目指す意欲のある農業教育機関に対し、認証取得の促進と負担軽減のため、認証取得に必要な経費を助成することにより、認証の新規取得および維持・更新を支援。また、県の普及指導員やJAの営農指導員等を対象に、国際水準GAPの知識を習得するための研修を実施し、GAP指導員を育成。 ・ASIA GAP 2経営体(維持・更新3団体)、JGAP 1経営体(維持・更新1団体) ・JGAP指導員基礎研修(11名受講)、ASIA GAP基礎差分研修(2名受講)、インターネット研修(14名受講)、国際水準GAPガイドライン普及促進事業に係る研修(3名受講) | みらいの農業振興課 |
| | 農業生産工程管理手法(GAP)普及促進事業 | 県産農産物の安全性の確保等を目指して、農業生産工程管理(GAP)手法の普及に努め、県産農産物に対する消費者の信頼を高める。 ・普及啓発活動、指導者の育成 | 生産者および生産組織等に対し、啓発資料の配布や個別指導等を通じて、GAPの意義や内容についての理解を深め、GAPの導入とその高度化を促進。 ・JGAP基礎研修(2名受講) ・GAP認証取得を目指す農業者への個別指導(複数回、県内農業者、複数名) | みらいの農業振興課 |
| | 環境こだわり農産物認証制度の運営 | 化学合成農薬、化学肥料の使用量を慣行の5割以下に減らし、かつ農業濁水の流出を防止するなど琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らした技術で栽培された農産物を「環境こだわり農産物」として県が認証し、生産者が自身の取り組みを伝えることにより、消費者の商品選択の判断に役立てる。 ・環境こだわり農産物を対象とした残留農薬検査の実施 | 認証された環境こだわり農産物について、農産物中の残留農薬の検査を実施するとともに、生産記録が正しく記載されていることを確認した。 分析試料：玄米10検体 分析農薬数：25成分 分析結果：食品衛生法の残留基準値を上回る農薬は検出されなかった。 | みらいの農業振興課 |
| しがの米麦大豆安全安心確保事業 | 消費者等の基本的なニーズである食の安全・安心を確保するための米・麦・大豆の残留農薬、米麦の重金属、麦のカビ毒の分析を行う取組を支援。 | 農業団体において、抽出により残留農薬、重金属、麦のカビ毒の分析を実施し、米、麦、大豆の安全性を確認するとともに、実需者等に対して情報提供することにより、本県産農産物の安全性に関する理解を深めた。 ・分析点数 重金属：260点、残留農薬：253点、カビ毒：26点 | みらいの農業振興課 | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 | |
|---------------------------------|-------------------------------|---|--|--|-----|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | | |
| 基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保 | 生産物の安全対策の推進 | <p>農薬の安全かつ適正な使用を確保し、農薬による危害の防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県農作物病害虫雑草防除基準の策定 ・農薬安全使用普及啓発 ・農薬アドバイザー講習会の開催・認定 ・農薬取扱者に対する監督指導 | <p>1 県農作物病害虫雑草防除基準の策定 適切かつ安全な防除と危被害防止の指導指針として、農作物病害虫雑草防除基準を策定し、関係団体、流通業者等に対して防除基準に沿った指導、流通の確保について協力を求めた。</p> <p>2 農薬安全使用普及啓発 農業者等に対して、農薬使用時の確認事項や農薬散布後の水管理の徹底等資料を配布し、安全使用を啓発した。</p> <p>3 農薬適正使用アドバイザー講習会の開催 農薬の使用に関して関係法令や農薬の適正使用について講習会を開催し、農業者等の農薬使用者に対して農薬の適正使用の助言を行う農薬アドバイザーを認定した(コロナ禍のため、レポート形式による講習会参加による認定)。 ＜レポート形式による講習会の開催日と認定者数＞ 令和4年6月15日：131名認定 令和4年11月15日：46名認定 合計177名認定</p> <p>4 農薬取扱業者に対する監督指導 農薬販売者への巡回点検を実施し、届出や帳簿に関する違反がないか点検指導を行った。 農薬販売者点検数：93件</p> | みらいの農業振興課 | |
| | | 動物医薬品の適正使用対策 | <p>動物医薬品の取扱いおよび品質の適正化を図るとともに、畜産農家に対する適正使用の指導を行い、安全な畜産物の供給を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬事監視の強化、立入検査の実施 ・動物用医薬品の品質検査の実施 ・定期的な農家指導の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬事監視の強化、動物用医薬品販売業者等への立入検査の実施：15件 ・動物用医薬品の品質検査の実施：0件 ・定期的な農家指導の実施：190件 | 畜産課 |
| | | 飼料の安全使用対策 | <p>飼料の安全使用および品質の適正化を図るため、畜産農家に対する適正使用の指導等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料の適正使用の指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・飼料の適正使用の指導(製造・販売業者：7件、畜産農家：36件 計：43件) | 畜産課 |
| | | 養殖衛生管理体制整備事業 | <p>養殖水産物の安全確保と魚病のまん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の適正使用の指導 ・生産記録の作成・保存の指導や自主的な生産工程管理の普及 ・魚病のまん延防止や防疫に関する指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・養殖衛生管理指導を実施した養殖経営体の割合100%(令和4年度実績) 経営体数：延べ280件(50経営体) | 水産課 |
| | | 食の安全・安心推進事業 | <p>水産業協同組合が自主的に実施する水産用医薬品の残留検査に対する補助を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・養殖生産魚の残留検査件数(5業者23検体) ※検体はアユ、マス | 水産課 |
| | (3) 消費者事故情報等の収集・提供 | | | | |
| | リコール情報・重大事故情報等の収集・提供 | <p>P10-NET等からの情報を通じて、リコール情報、注意喚起情報および重大事故情報等を広く収集し、県民への周知を図る。</p> | <p>【県民活動生活課】 ・消費者庁等から、提供のあった注意喚起情報を随時、各市町・県センターに共有し県民への周知を図った。</p> <p>【消費生活センター】 ・消費者等からの相談を受け、消費者安全法に基づき、消費者庁へ重大事故情報として通知を行った。 重大事故通知件数：4件 ・消費者庁等からの情報提供を受け、製品事故についてしらしがメールやくらしのかわら版で注意喚起を行った。</p> | <p>県民活動生活課 消費生活センター</p> | |
| | 消費生活用製品の安全の確保 ＜重点施策2(1)再掲＞ | <p>特定製品の販売業者や特定保守製品の取引事業者に対して立入検査を行うなど、消費生活用製品の安全を確保する。</p> | <p>＜重点施策2(1)再掲＞</p> | 県民活動生活課 | |
| 重点施策3 生活関連物資およびサービスの安定供給 | | | | | |
| | 物価情報に関する統計情報の提供 | <p>定期的に消費者物価指数および企業物価指数を掲載することにより、物価の動向を周知する。</p> | <p>消費者物価指数等物価に関する統計情報を提供し、物価動向の周知を図った。</p> <p>(1)「統計だより」への掲載 ・毎月発行する「統計だより」に、消費者物価指数(大津市)および企業物価指数(国内)を掲載</p> <p>(2)ホームページや刊行物での情報提供 ・ホームページの「滋賀の統計情報」のサイトに「家計・物価」の章を設け消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載 ・「しが統計ハンドブック」(電子版)「統計でわかる滋賀」「滋賀県統計書」に消費者物価指数等物価に関する統計情報を掲載</p> | 統計課 | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|---|--|--|---|---------------------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | 重点施策4 主体的な消費者行動を促進する消費生活情報の発信・啓発 | | | |
| | (1) 消費者の特性に配慮した情報発信・啓発 | | | |
| | 消費生活フェスタ等の催しの開催 | 消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。 | 【消費生活センター】 <消費生活フェスタ>市町、県警、消費者団体と連携して開催 ・県民から「消費生活川柳」を募集し、入賞作品を広報誌等で発表(応募作品数:635作品)。 ・ピバシティ彦根(彦根市竹ヶ鼻町)で9月1日(木)~9月11日(日)、イオンスタイル大津京で11月7日(月)~11月14日(月)、イオンタウン湖南で11月7日(月)~11月17日(木)の期間においてパネル展を実施。 ・「消費生活パネルキャラバン」と称し、県内13市町の施設を巡回してパネルを展示。 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 消費者啓発事業 | 幅広い世代に対する消費者啓発とともに、高齢者、若者、障害者、外国人県民など、その年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費生活に関する情報を提供する。 ・啓発リーフレット・冊子等の作成・配布 ・くらしのかわら版の発行 ・しらがメール・LINE・Twitterによるタイムリーな情報提供 ・感染症拡大時・災害発生時における啓発 ・ホームページ等Webに啓発動画を掲載 ・DVD等の啓発資材を整備し、貸出 ・滋賀プラスワンによる啓発 | 【県民活動生活課】 ・「188」を周知するため、エコバッグを作成:1,550個 ・身近な消費者トラブルおよび188の啓発マスクを作成:1,500個 【消費生活センター】 ・中日新聞滋賀版「消費生活情報『ハッピーライフ』」記事掲載(隔週木曜日) 26回 ・しらがメール・LINE配信:50件 / Twitter投稿数:57件 ・インターネット広告の実施 ・悪質商法などの悪質商法による消費者被害にかかる啓発(2/1-3/14、表示回数 9,095,269回、クリック数 24,773回) | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信 | 多言語による消費生活に関する情報提供を行う。 ・外国人相談窓口の運営(ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)他 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行(ポルトガル語・スペイン語・中国語(繁・簡)・英語・ハンガール語・日本語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語) | ・外国人相談窓口の運営 月~金 10:00~17:00 相談員 5名、通訳員 1名 対応言語:ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タガログ語 他 令和4年度相談件数 2,032件 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 日本語の理解が十分でない外国人住民に対して、母語による生活情報を提供することにより、生活利便の向上を図った。 生活情報紙発行事業・・・県国際協会がボランティアの協力を得て生活情報紙を編集発行 10言語 20,000部 年4回発行 | 国際課 |
| | 若者向け啓発事業 | 成年年齢引き下げ等、若者に対し消費者トラブル防止にかかる啓発を行う。 | ・成年年齢引き下げに関する啓発物品(クリアファイル)を作成し(20,000部)、県内全高校3年生、大学生等に配布した。 ・インターネット広告の実施 若者の消費者トラブル防止(9/1-9/15、表示回数 2,324,172回、クリック数 4,195回) | 消費生活センター |
| | 消費生活情報の提供 | 関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 | 交通安全協会女性団体連合会との連携により、高齢者宅を個別訪問し、悪質商法等に関する啓発資料を配付して直接注意を呼びかけた。 実施期間 : 7月~12月 対象世帯数 : 4,700世帯 | 消費生活センター |
| | 高齢者に向けた消費者被害防止啓発事業 | 生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布 | ・啓発カレンダー(約7,300部、啓発協定対象者:市町・警察・宅配事業者(コープしが生活協同組合、しが健康医療生活協同組合)へ配布) ・啓発チラシ(約17,000世帯、宅配事業者等と連携) | 県民活動生活課 |
| 啓発資料等の作成および配布(消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信を含む) | 消費者の年齢層や特性に応じ、様々な場面で活用できる啓発資料等を作成・配布を行う ・啓発リーフレット・冊子等の作成・配布 ・「くらしのかわら版」の発行 | 【県民活動生活課】 ・エンカル消費にかかる啓発冊子に関係団体等と連携し作成(5,000部)、啓発イベント等で配付を行った。 【消費生活センター】 ・若者向け啓発リーフレットを近畿府県で共同作成(30,000部)し、県内高校や成人式で配布するとともに、出前講座でも活用した。 ・消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報誌「くらしのかわら版」を年3回発行。 ・啓発用動画の作成とセンター公式SNSへの掲載(5事例作成、Twitterインプレッション数1,083回、YouTube視聴回数516回、2023.3.17現在) | 県民活動生活課 消費生活センター | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 | |
|--------------------------------|---|--|--|---------------------|--|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | | |
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | 啓発資料等の貸出および情報の提供(消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信を含む) | 消費者教育や啓発のために役立つ情報を県のホームページに掲載するとともに、教材等の貸し出しを行う ・ホームページ等Webに啓発動画を掲載 ・DVD等の啓発資材を整備し、貸出 | 【県民活動生活課】 ・エンカル消費にかかる啓発冊子・チラシ・ポスターのデータを県のホームページに掲載し、電子でも閲覧できるように図った。 【消費生活センター】 消費者教育や啓発に役立つ情報を県のHP等に掲載するとともに、DVD等教材等の貸し出しを行った。また、悪質商法被害防止の動画を作成し、YouTubeで配信するとともに、センター公式Twitterにて広報を行った。 ・DVD・教材貸出件数:14件 | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | (2) 災害発生・感染症拡大等緊急時の情報発信・啓発 | | | | |
| | 災害発生・感染症拡大等緊急時の情報発信・啓発 (消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信を含む) | 災害や感染症拡大による消費者トラブル未然防止のための啓発を消費者の年齢層や特性に応じた媒体を活用して行う。また、商品の品薄等が発生した場合、正しい情報に基づく冷静な消費行動の周知を行う。 ・感染症拡大時や災害発生時にしらがメール・LINE・Twitterによる情報提供を行う ・災害発生地域へ個別訪問し情報提供を行う | 【消費生活センター】 ・新型コロナウイルスに便乗した詐欺や大雪などの災害に便乗した悪質商法についてしらがメール、Twitterなどを通じて注意喚起を行った。 | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 平時から災害に備える必要性の啓発(消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信を含む) | 平時から生活必需品の備蓄など災害に備える必要性や、災害時の正確な情報の選択について、日頃から消費者に啓発を行う。 | 【県民活動生活課】 ・国の関係省庁等より連絡があれば、随時、市町にも情報提供を行い、広く周知・啓発に努めた。 | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | (3) インターネット等に関連する消費者行動への対応 | | | | |
| | インターネット等に関連した消費者トラブルに関する情報発信・啓発 (消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信を含む) | 最新の消費者トラブルの状況に応じて、消費者被害の未然防止のため、消費者の年齢層や特性に応じた媒体を活用して情報発信を行う。 | 【県民活動生活課】 ・高齢者向けに啓発チラシにおいて、消費者トラブルで最近多くみられる事例を挙げ、宅配事業者等に協力いただき、高齢者宅に直接配付し、注意喚起を行った。(約17,000世帯) 【消費生活センター】 ・SNSによる定期購入や架空料金請求詐欺、訪問販売などその時々が増加しているトラブル事例について、しらがメール、Twitter、くらしのかわら版などを通じて注意喚起を行った。 ・インターネット広告の実施 霊感商法などの悪質商法による消費者被害にかかる啓発(2/1-3/14、表示回数9,095,269回、クリック数24,773回) 若者の消費者トラブル防止(9/1-9/15、表示回数2,324,172回、クリック数4,195回) ・啓発用動画の作成とセンター公式SNSへの掲載(5事例作成、Twitterインプレッション数1,083回、YouTube視聴回数516回、2023.3.17現在) | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | キャッシュレス決済など新たな決済方法に関する啓発 (消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信を含む) | 最新の決済方法について、メリットと併せてリスクについて、広報誌や関係団体と連携した講座において啓発を行う。 ・各媒体を活用した啓発 ・出前講座における啓発 | 【消費生活センター】 ・消費生活センターが実施する出前講座において、キャッシュレス決済の仕組みや注意点について、啓発を行った。 ・クレジットカードの不正利用などキャッシュレス決済のトラブル事例について、しらがメール、Twitter、くらしのかわら版などで注意喚起を行った。 | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 重点施策5 消費者の特性に応じた体系的な消費者教育・学習の推進 | | | | |
| | (1) 消費者教育・学習の機会拡大と体系的な消費者教育の推進 | | | | |
| | ① 学校等における消費者教育の推進 | | | | |
| 学校における外部人材の活用 | 県消費生活センター等の相談員や弁護士等、消費者教育に関する外部講師による出前講座を活用し、消費者教育を推進する。 ・滋賀弁護士会との共催により、弁護士・消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣 ・金融広報委員会による出前講座の実施 | 【県民活動生活課】 ・金融広報委員会に依頼し、令和4年8月に計6回、県内の高等学校教員向けにオンラインにて成年年齢引下げや金融教育に係る内容について研修を実施 【消費生活センター】 消費生活センターが実施する出前講座において、消費生活相談員、滋賀弁護士会弁護士を講師として派遣し、学校での消費者教育を支援した。 出前講座の実施(高校生のための消費生活講演会):16回(うち弁護士派遣1回) | 県民活動生活課 消費生活センター | | |

| 消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名 | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|--------------------------------|--|---|--|---------------------|
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | 消費生活に関する啓発資料の提供や教材の作成 | 消費者教育支援事業 消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供する。 ・小学校低学年向けすごろくを提供 ・県教育委員会と連携し、小学5年生～中学3年生を対象にした「ゆめ・ふれ愛成長確認シート」を作成・配布 | 【県民活動生活課】 ・県教育委員会・小学校家庭科部会・中学校技術家庭科部会と連携して、小学5年生～中学3年生で使用できるように教材(ゆめ・ふれ愛成長確認シート)を作成し、県内全ての小学校に配布した(16,000部) 【消費生活センター】 ・令和3年5月に開設した「消費者教育なんでも相談所」において、消費者教育に関する講師の派遣や教材の提供などを行った。(62回の依頼) | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | | 若年者への消費者教育推進事業 消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供する。 ・教育委員会等関係者による学校等で使用する消費者教育教材の検討 | 【県民活動生活課】 若年者向けに啓発チラシを作成(計56,000部)し、県内すべての高等学校および中学校等に配布した。 【消費生活センター】 高校生向けに啓発クリアファイルを作成し、県内すべての高校に配布した(19,500部) | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 消費者教育支援事業 | 教員等を対象に、消費者教育に関するモデル授業の実施等、研修機会や実践事例情報を提供する。 | 【県民活動生活課】 ・金融広報委員会に依頼し、令和4年8月に計6回、県内の高等学校教員向けにオンラインにて成成年齢引下げや金融教育に係る内容について研修を実施 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 家庭における消費者教育の支援 | 学校等の消費者教育と連携し、子どもの成長過程に応じた啓発資料等の提供など、保護者と子どもが話し合う機会づくりに取り組み、家庭における消費者教育を支援する。 ・親子くらしの情報セミナーの開催 ・幼児向け紙芝居の提供 ・小学校低学年向けすごろくを提供 ・保護者と子どもが話し合う機会づくり | 【県民活動生活課】 成成年齢引下げについて周知・啓発を図った。(教育しが10月号) 【消費生活センター】 (親子くらしの体験セミナー：新型コロナウイルス感染症の影響により開催せず) | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 消費者教育に関する情報提供 | 国の関係省庁等が作成した教材や資料、先進事例等について情報提供を行う。 ・最新の情報を教育委員会と連携して学校に提供 | 【県民活動生活課】 ・国の関係省庁等より連絡があれば、随時、市町や教育委員会等にも情報提供を行い、広く周知・啓発に努めた。 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 大学等に対する消費者教育推進の要請および支援<重点施策4(1)再掲> | 大学等の入学オリエンテーションや出前講座において、動画やDVD貸出等を活用し学生を対象とした啓発を実施。 消費者教育の重要性についての認識を共有できるよう、大学等の設置者との意見交換等を通じて、消費者教育の自主的な取組を促進。 ・動画やDVD貸出等による啓発 ・大学等と意見交換を行い、消費者教育を支援 | ・県内大学に消費者教育について協力を依頼し、啓発資料等の情報提供を行った。 ・県内大学の令和5年度新入生向けに若者向け啓発リーフレットを送付した。(配布校数：14校、配布部数：9,300部) | 消費生活センター |
| 消費生活に関する啓発資料等の提供<重点施策4(1)再掲> | 消費生活に関する啓発資料や教材を作成し、提供する。 ・啓発リーフレット、冊子等の作成・配布 | 【県民活動生活課】 ・エンカル消費にかかる啓発冊子を関係団体等と連携し作成(5,000部)、啓発イベント等で配付を行った。 【消費生活センター】 ・若者向け啓発リーフレットを近畿府県で共同作成(30,000部)し、県内高校や成人式で配布するとともに、出前講座でも活用した。 ・消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報誌「くらしのかわら版」を年3回発行。 | 県民活動生活課 消費生活センター | |

| 消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名 | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 | |
|--------------------------------|---|---|--|---------------------|
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | ②地域や職域等における消費者教育の推進 | | | |
| | 高齢者等を対象とした講習会等の実施 | <p>老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座 | <p>【県民活動生活課】 ・老人会等への高齢者を対象とした出前講座を計11回実施。(金融広報委員会)</p> <p>【消費生活センター】 ・くらしの情報セミナー:10/20、2/1に2回実施 ・消費生活相談員による出前講座の実施:くらしの一日講座実績:18回</p> | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 高齢者等を対象とした効果的な情報提供<重点施策4(1)再掲> | <p>高齢者等の消費者被害状況を踏まえ、関係団体や警察等と連携して効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布 | <p>【県民活動生活課】 ・啓発カレンダーの配布 約7,300部(啓発協定対象者・市町・警察・宅配事業者(コープしが生活協同組合、しが健康医療生活協同組合)へ配布) ・啓発チラシの配布(約17,000世帯、宅配事業者等と連携)</p> <p>【消費生活センター】 交通安全協会女性団体連合会との連携により、高齢者宅を個別訪問し、悪質商法等に関する啓発資料を配付して直接注意を呼びかけた。 実施期間 : 7月~12月 対象世帯数 : 4,700世帯</p> | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施 | 県内各地で、高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間(5月)に県立図書館・県庁においてパネル展示を実施。 ・消費生活フェスタの関連事業として、「消費生活パネルキャラバン」と称し、県内13市町の施設を巡回してパネルを展示。 | 消費生活センター |
| | 高齢者等の見守り支援者の育成 | <p>民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り意識の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守り支援者向け研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座(くらしの一日講座)に、地域の見守り支援者を主な対象としたテーマを設け、民生・児童委員など見守り関係者に消費者トラブルの事例や対応策を伝えた。 くらしの一日講座実績:18回(うち見守り支援者向け7回) | 消費生活センター |
| | 消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた各種広報の実施 | <p>自治会や地域のグループ等を対象とした消費生活相談員や金融広報委員会の出前講座等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座 | <p>【県民活動生活課】 ・自治会や地域のグループ等を対象とした出前講座(高齢者を対象とした講座は除く)を計14回実施した。(金融広報委員会)</p> <p>【消費生活センター】 ・くらしの情報セミナー:10/20、2/1に2回実施 ・消費生活相談員による出前講座の実施:くらしの一日講座実績:18回</p> | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 関係団体と連携した消費者教育の推進<重点施策4(1)再掲> | 消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。 | <p>【消費生活センター】 <消費生活フェスタ>市町、県警、消費者団体と連携して開催 ・県民から「消費生活川柳」を募集し、入賞作品を広報誌等で発表(応募作品数:635作品)。 ・ピバシティ彦根(彦根市竹ヶ鼻町)で9月1日(木)~9月11日(日)、イオンスタイル大津京で11月7日(月)~11月14日(月)、イオンタウン湖南で11月7日(月)~11月17日(木)の期間においてパネル展を実施。 ・「消費生活パネルキャラバン」と称し、県内13市町の施設を巡回してパネルを展示。 <街頭啓発> ・5/11 彦根警察署、彦根市と連携し街頭啓発活動を実施</p> | 県民活動生活課 消費生活センター |
| 事業者等に対する従業者への消費者教育推進 | <p>事業者に対して、消費生活に関する研修等の開催等、従業者への消費者教育の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法等に関する事業者向け研修会の開催 ・従業者へ消費生活講座の周知 | <p>【県民活動生活課】 ・県内の食品製造・食品販売事業者向けに、景品表示法および食品表示法の基本的な知識を提供する講座を開催した。 令和4年11月17日 オンラインで実施(参加者:41人) 内容:「食品関係事業者向け講座~景品表示法および食品表示法の基礎知識~」 講師:生活衛生課食の安全推進室、みらいの農業振興課、県民活動生活課</p> <p>【消費生活センター】 ・事業者が自社の従業員に対して行う消費者教育を支援するため、事業者向け消費生活講座(出前講座)の案内を消費生活センターHPに掲載</p> | 県民活動生活課 消費生活センター | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|--------------------------------------|---|--|--|---------------------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | 消費者志向経営等に関する情報提供 | 事業者への消費生活に関する啓発資料や関連情報を提供する。 ・消費者庁等作成の消費者志向経営に関する情報提供 ・関係団体と連携して、事業者へエシカル消費の啓発を実施 | 【県民活動生活課】 エシカル消費について、滋賀グリーン活動ネットワーク(SGN)と連携し、SGN会員でもある事業者等に周知・啓発を図った。 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | ③多様な主体と連携した消費者教育の推進 | | | |
| | 関係団体と連携した消費者教育の推進 重点施策5(1)②再掲 | 消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。 | <重点施策5(1)②再掲> | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | エシカル消費の推進 重点施策6(1)後述 | 多様な主体と連携し、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動を推進し、エシカル消費を実践する消費者を育成する。 | <重点施策6(1)後述> | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 体系的な環境学習推進事業 重点施策6(3)後述 | 幼児の自然体験型環境学習や小・中・高等学校におけるエコ・スクールの実践の支援、環境学習に係る教材作成等を行う。 | <重点施策6(3)後述> | 環境政策課 |
| | 食育の推進(食育推進計画推進事業) | 滋賀県食育推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食育を推進する。 ・食育推進協議会の開催 ・食育推進研修会の開催 | 滋賀県食育推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食育を推進のための事業を実施した。 ①食育推進協議会 日時:令和5年2月17日 参加団体:22団体 ②食育推進研修会 日時:令和5年1月27日 参加人数:57名 | 健康寿命推進課 |
| | 食品ロス削減の推進(ごみゼロしが推進事業) 重点施策6(2)後述 | 滋賀県食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食品ロス削減に取り組む。 | <重点施策6(2)後述> | 循環社会推進課 |
| | 金融広報委員会と連携した消費者教育 | 金融広報委員会の出前講座等と連携し、地域や職域における消費者教育を推進する。 | ・金融広報委員会に依頼し、令和4年8月に計6回、県内の高等学校教員向けにオンラインにて成年年齢引下げや金融教育に係る内容について研修を実施 | 県民活動生活課 |
| | 弁護士会と連携した消費者教育 重点施策5(1)①再掲 | 滋賀弁護士会との共催により、弁護士・消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣し、講演会を実施する。 | 消費生活センターが実施する出前講座において、消費生活相談員、滋賀弁護士会弁護士を講師として派遣し、学校での消費者教育を支援した。 出前講座の実施(高校生のための消費生活講演会):16回(うち弁護士派遣1回) | 消費生活センター |
| | (2)若年者向け消費者教育の強化 | | | |
| 学校における外部人材の活用 重点施策5(1)①再掲 | 県消費生活センター等の相談員や弁護士等、消費者教育に関する外部講師による出前講座を活用し、消費者教育を推進する。 ・滋賀弁護士会との共催により、弁護士・消費生活相談員を高校・特別支援学校に派遣 ・金融広報委員会による出前講座の実施 | <重点施策5(1)①再掲> | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| 消費生活に関する啓発資料の提供や教材の作成 重点施策5(1)①再掲 | 消費生活に関する啓発資料や、学校等で使いやすい教材を作成し、提供。 ・教育委員会等関係者による学校等で使用する消費者教育教材の検討 | 【県民活動生活課】 ・県教育委員会・小学校家庭科部会・中学校技術家庭科部会と連携して、小学5年生～中学3年生で使用できるように教材(ゆめ・ふれ愛成長確認シート)を作成し、県内全ての小学校に配布した(16,000部) ・若年者向けに啓発チラシを作成(計56,000部)し、県内すべての高等学校および中学校等に配布した。 【消費生活センター】 ・令和3年5月に開設した「消費者教育なんでも相談所」において、消費者教育に関する講師の派遣や教材の提供などを行った。(62回の依頼) | 県民活動生活課 消費生活センター | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 | |
|--|---|---|--|---------------------|--|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | | |
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | 消費者教育を推進する教員への支援 ＜重点施策5(1)①再掲＞ | 教員の消費者教育に関する研修への参加支援を行う。 | 【県民活動生活課】 ・滋賀県金融広報委員会に依頼し、令和4年8月に計6回、県内の高等学校教員向けにオンラインにて成年年齢下げや金融教育に係る内容について研修を実施 | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた各種広報の実施 ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 自治会や地域のグループ等を対象とした消費生活相談員や金融広報委員会の出前講座等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座 | ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 関係団体と連携した消費者教育の推進 ＜重点施策5(1)②③再掲＞ | 消費生活に関する催しを市町・警察・関係団体と連携し開催し、消費者問題全般への意識向上および消費者被害の未然防止を図る。 | ＜重点施策5(1)②③再掲＞ | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 事業者等に対する従業者への消費者教育推進 ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 事業者に対して、消費生活に関する研修等の開催等、従業者への消費者教育の推進を図る。 ・景品表示法等に関する事業者向け研修会の開催 ・従業者へ消費生活講座の周知 | ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | (3) 特性に応じた消費者教育 | | | | |
| | 高齢者等を対象とした講習会等の実施 ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座 | ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 高齢者等を対象とした効果的な情報提供 ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、関係団体や警察等と連携して効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。 ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布 | ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| 高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施 ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 県内各地で、高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を実施する。 | ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 消費生活センター | | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 | |
|--------------------------------|--|--|--|---------------------|--|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | | |
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | 高齢者等の見守り支援者の育成 ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り意識の向上を図る。 ・地域の見守り支援者向け研修の実施 | ＜重点施策5(1)②再掲＞ | 消費生活センター | |
| | 特別支援学校における消費者教育の推進 ＜重点施策4(1)再掲＞ | 特別支援学校で活用できる冊子を作成・配布し、特別支援学校での消費者教育を支援する。 | 【消費生活センター】 消費生活センターが実施する出前講座において、消費生活相談員を講師として派遣し、特別支援学校での消費者教育を支援した。 出前講座の実施(高校生のための消費生活講演会):16回(うち特別支援学校5回) | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 多文化共生推進事業 ＜重点施策4(1)再掲＞ | 多言語による消費生活に関する情報提供を行う。 ・外国人相談窓口の運営 (ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)他 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行 (ポルトガル語・スペイン語・中国語(繁・簡)・英語・ハングル・日本語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語) | ＜重点施策4(1)再掲＞ | 国際課 | |
| | (4) 消費者教育の担い手(人材)の育成と支援 | | | | |
| | 消費生活に係る人材の育成 | 消費者庁等の資格取得講座を周知し、専門資格の取得や消費生活に関わる人材の育成を支援する。 | 【県民活動生活課】 ・消費者庁、国民生活センターより連絡があれば、随時各市町、県センターに情報提供を行った。 【消費生活センター】 ・消費生活相談員資格試験の資格取得講座について、消費生活センターホームページで周知し、専門資格取得を推進した。 | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 消費者教育の拠点整備 | 消費生活センターが消費者教育の普及啓発および人材育成の拠点となるよう検討を進める。 ・消費者教育コーディネーターを中心に学校等の消費者教育の推進、人材育成 | ・令和3年5月に開設した「消費者教育なんでも相談所」において、消費者教育に関する講師の派遣や教材の提供などを行った。(62回の依頼) | 消費生活センター | |
| | 学校における人材育成 ＜重点施策5(1)①再掲＞ | 国民生活センター等が実施する教員向け研修受講を支援し、消費者庁等の先進的な取組を教育委員会と連携して情報提供を行う。 | 【県民活動生活課】 ・国民生活センターより連絡があれば、随時教育委員会に情報提供を行えるよう努めた。 | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| 地域・職域における人材育成 | 消費者教育コーディネーターを中心に講座の開催や情報提供を通して、地域や職域の消費者教育の広がりを目指す。 | 「消費者教育なんでも相談所」を通じて、地域や職域での消費者教育を支援 | 消費生活センター | | |
| 大学における人材育成の検討 | 消費者教育コーディネーターを中心に大学等の人材育成を支援する。 | 「消費者教育なんでも相談所」を通じて、大学での消費者教育を支援 | 消費生活センター | | |

| 消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名 | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|--------------------------------|---|---|--------------------------|
| ■重点施策6 持続可能な社会を目指した消費者行動の推進 | | | |
| (1) エシカル消費の推進 | | | |
| エシカル消費の推進 | 多様な主体と連携し、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動を推進し、エシカル消費を実践する消費者を育成する。 | 【県民活動生活課】 ・エシカル消費にかかる啓発冊子を関係団体等と連携し作成(5,000部)、啓発イベント等で配布を行った。 ・消費生活フェスタや関係団体のイベントなどを通じて啓発を行った。 消費生活フェスタ 9月1日～11日(ピバシティ彦根)、11月7日～14日(イオンスマイル大津京)、11月7日～17日(イオンタウン湖南) 草津市主催 地球冷やしたい推進フェア 12月18日(草津イオンモール)SGNと協働啓発 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| (2) 環境に配慮した消費者行動の推進 | | | |
| 省エネ・節電行動実践促進事業 | 家庭における省エネ・節電行動の促進によるCO ₂ 排出量の削減を目的に、さまざまな啓発を行う「節電・省エネ提案会」と各家庭に応じた省エネ・節電対策を提案する「うちエコ診断」を実施する。 | 家庭における省エネ・節電行動の定着を図るため、市町等と連携し、環境イベント、公民館、事業所や自治会等でエコ診断等を開催した。 <開催回数> 省エネ・節電提案会 23回 うちエコ診断 120名 | CO ₂ ネットゼロ推進課 |
| びわ湖カーボンクレジット普及促進事業 | 環境に配慮した消費者行動推進のためにJ-クレジットの創出・活用を促進する。 | 県内の温室効果ガス削減に繋がるJ-クレジットをびわ湖カーボンクレジットとして県で登録する制度を正式に開始。また、省エネ・再エネ設備で生み出されたCO ₂ 削減効果を取りまとめ、びわ湖カーボンクレジットの創出するびわ湖カーボンクレジット倶楽部を開始。 CO ₂ ネットゼロに貢献したい消費者行動を促すため、県としてJ-クレジットの流通を促進する取り組みを行った。 ○普及促進の取り組み ・びわ湖カーボンクレジット登録制度開始 ・びわ湖カーボンクレジット倶楽部開始 | CO ₂ ネットゼロ推進課 |
| スマート・エコハウス普及促進事業 | 家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広めるため、個人の既築住宅において、太陽光発電や蓄電池、高効率給湯器等の「スマート・エコ製品」を設置する取組に対して補助を行う。 | 合計1,420件の家庭に計2,323kWの太陽光発電設備や蓄電池、高効率給湯器等のスマート・エコ製品が導入された。 ○設備別の補助件数(延べ1,748件、正味1,420件) ・太陽光発電設備 332件 ・太陽熱利用 2件 ・エネファーム 173件 ・高効率給湯器(エコキュート等) 639件 ・蓄電池 557件 ・V2H 25件 ・窓断熱設備 20件 | CO ₂ ネットゼロ推進課 |
| 食品ロス削減の推進 | 滋賀県食品ロス削減推進計画に基づき、消費者、事業者、行政等と連携し、県民や事業者の取組促進に向けた啓発等を実施し、食品ロス削減に取り組む。 | ・三方よしフードエコ推奨店制度の登録店舗拡大 食品ロス削減に取り組む小売店・飲食店・宿泊施設を「推奨店」として登録した上で、県HP等において県民へ周知 登録店舗数：309店舗(R5.3) ○飲食店・宿泊施設：141店舗 ○食料品小売店：168店舗 ・フードエコ推奨店検索サイトの運用 食品ロスに関する普及啓発を行うとともに、推奨店の認知度向上と普及拡大を図るため、推奨店が地図上で検索できるウェブサイトを活用 ・滋賀県食品ロス削減優良取組表彰の実施 食品ロス削減に関する特に優れた取組を行う者を表彰(R4年度：3者) ・県HPによる広報 推奨店制度や食品ロス削減レシピの募集・紹介、食べきりの推進やフードバンク情報等の周知、食品ロス削減に取り組む店を紹介する動画の公開、先進事例の紹介等 ・出前講座 食品ロスをはじめとするごみの3R推進に向けて、ごみの現状、ごみを減らすために必要な取組などを紹介(R4年度：1回実施) ・フードドライブの実施 食品ロス削減に向けた取組の一環として、県庁フードドライブおよび市町との連携フードドライブを実施(R4年度：計4回実施) | 循環社会推進課 |

基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援

| 消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名 | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|--|--|--|---------|
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | 消費者、事業者、行政が一体となって買い物によって生じるごみの削減を推進するため、マイバッグ携帯や食品ロス削減、グリーン購入等について広く普及啓発を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・10月～1月にかけて、県・市町・団体等によるマイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る啓発キャンペーンを実施 【参加者】16事業者(73店舗)、9団体、県および16市町 ・レジ袋以外のプラスチックごみ削減の取組拡大に向けて事業者へ働きかけを実施、しがプラスチックごみ削減行動宣言の策定 【協定締結事業者数(R5.3現在)】 ○レジ袋無料配布中止実施事業者：36事業者219店舗 ○レジ袋削減取組実施事業者：4事業者220店舗 ○しがプラスチックごみ削減行動宣言者：7事業者98店舗 ・滋賀県プラスチックごみ・食品ロス削減等実践取組モデル事業補助金により先駆的な取組を支援 ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)で、マイバッグ携帯、グリーン購入、過剰包装軽減等に係る普及啓発・情報提供を実施 ・プラスチックごみ・食品ロス削減イベントの実施(R4.10.15、R4.11.12) ・プラスチックごみ削減の実践行動を促すことを目的として、啓発イベント(県内事業者等のプラスチック・食品ロス削減に関する取組紹介や、クイズの実施による来場者へ向けた啓発の実施およびマイボトル利用促進のための給水スポットの設置等)を実施 ・プラスチックごみ削減啓発チラシ、ポスター、まんがリーフレットの制作 ・ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロしが」(県HP)でプラスチックごみ削減の取組事例を掲載 ・県内においてプラスチックごみや食品ロス削減、3R推進に積極的に取り組む事業所等の取組事例集の作成 | 循環社会推進課 |
| | グリーン購入を推進するため、啓発活動を実施するとともに、滋賀グリーン購入ネットワークを支援する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀グリーン活動ネットワーク各種事業への参加・支援 「びわ湖一周買うならエコ！リレー」(パネル展示) ・滋賀グリーン購入ネットワーク補助金 県内のグリーン購入の取組拡大に向け、滋賀グリーン購入ネットワークに対し補助金を交付 | 循環社会推進課 |
| (3) 環境学習・環境保全活動の支援 | | | |
| 体系的な環境学習推進支援事業 | 幼児の自然体験型環境学習や小・中・高等学校におけるエコ・スクールの実践の支援、環境学習に係る教材作成等を行う。 | 以下の事業を行うことにより、環境学習の推進を図った。 ○幼児の自然体験型環境学習指導者実践会 幼稚園・保育所の指導者を対象に実践学習会を開催 5会場 参加：23園 計69名 ○エコ・スクールの推進 ・小学校・中学校・高等学校の児童・生徒が、地域の方の協力を得て環境活動を実施 エコ・スクール活動認定 活動認定校：16校(11活動) ・エコ・スクールの認定校の活動の発表会を開催 1回(3校から発表) ○第四次滋賀県環境学習推進計画の進捗管理 滋賀県環境学習等推進協議会開催し、計画の進捗状況を確認した。 開催回数：1回 ○市町環境学習担当者会議を開催し、環境学習に係る情報共有を図った。 開催回数：1回 | 環境政策課 |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|--------------------------------|----------------------------------|---|--|--------------------------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」消費者になるための支援 | 環境学習センター事業 | <p>県民、NPO、事業者等が取り組む環境学習が効果的に実施されるよう、サポートを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習に関する情報や交流機会の提供 ・環境学習関連施設間の連携 ・ポータルサイト「エコロシーが」登録者のネットワークの強化 ・環境学習情報の県内発信の拡充 | <p>(1) 環境学習の情報提供、相談対応等 ウェブサイトやSNSなどで発信を行うとともに、環境学習推進員による相談や教材の貸出により職場の研修会等の企画づくりなどを支援した。 環境学習推進員による相談対応 相談件数 181件、 環境学習教材の貸出 貸出件数 17件</p> <p>(2) 発表と交流の場づくり 環境学習に取り組む県民、学校、施設等の協力関係づくりのため、取組成果の発表や交流促進の場を設けた。 ・滋賀県内に所在する企業7社が連携する「生物多様性びわ湖ネットワーク」が取り組んでいる、トンボの保全に関する成果発表を、琵琶湖博物館のアトリウムで開催した。(1月31日(火)～2月26日(日)) ・こどもエコクラブに登録するクラブの活動成果の壁新聞・絵日記の展示を実施した。</p> <p>淡海こどもエコクラブ活動交流会(令和4年12月11日(日)) 参加クラブ:11クラブ 参加人数:142人 壁新聞応募数:13枚 絵日記応募数:39枚(3クラブ) 期間:令和4年12月1日(木)～令和5年1月10日(火) 登録数:65クラブ メンバー 3290人 エコクラブ全国フェスティバル2023 国立オリンピック記念青少年総合センターにて開催。 ・環境学習指導者のスキルアップを目的としたイベント「環境・ほっと・かふえ」を実施した。 テーマ「季節のプランクトンを学ぼう」 日程:令和4年11月12日 参加者数:14人 ・環境学習へのきっかけづくりとして環境学習啓発イベントを実施した(県内・東京都・大阪府)。計9回(東京都3回、大阪府2回、県内4回)</p> | 琵琶湖博物館 |
| | CO ₂ ネットゼロ社会づくり学習支援事業 | <p>地球温暖化問題に対する正しい知識の習得および省エネ行動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や地域における低炭素社会づくり授業 ・講座の開催 | <p>学校や地域において167講座開催(内訳:学校93講座、地域74講座)。講座への参加者数は合計4,613名。これにより、家庭における省エネ・節電行動の定着・促進を図ることができた。</p> | CO ₂ ネットゼロ推進課 |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|--|--|---|--|-----------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅱ 「自ら考え行動する」 消費者になるための支援 | 環境美化活動推進事業 | 琵琶湖をはじめとする湖国のすぐれた自然環境を保全し、かつ積極的に環境美化を図ることを目的として、県民、事業者等が一体となった環境美化運動を推進する。 | 多くの県民、事業者および各種団体に環境美化活動に参加いただき、環境保全に関する県民意識の高揚を図ることができた。 ・ごみゼロ大作戦(5月30日基準日) 参加人数:18,618人 ごみ回収量:118 t ・びわ湖を美しくする運動(7月1日基準日) 参加人数:88,504人 ごみ回収量:450 t ・県下一斉運動(12月1日基準日) 参加人数:87,680人 ごみ回収量:329 t | 循環社会推進課 |
| | 「びわ湖の日」活動推進事業 | 「びわ湖の日」を起点とした一定の期間を設定し、多様な主体と連携して琵琶湖に関わる活動等に関する情報発信等を行う。 | MLGs(マザーレイクゴールズ)の達成に向け、より多くの人に琵琶湖の多様な価値を認識してもらい、琵琶湖と関わっていただくため、「びわ活」をキーワードに、大学や企業、団体等の多様な主体と連携し、琵琶湖に関わる様々な活動にさまざまなための情報発信等を行った。 ・「びわ湖の日」環境イベントの開催(6月25日、26日) 「びわ湖の日」環境イベントの参加者数:3,000人 ・「びわ湖の日」PR動画の作成、SNS等による情報発信(動画総再生回数5万7千回) ・「びわ湖の日」関連企画・協力団体の募集(46団体) ・大学等との連携による「びわ湖の日」連続講座の開催(8回) | 環境政策課 |
| | 環境こだわり農業支援事業 | 環境こだわり農業の理念や取組について全国に向け発信し、理解促進・消費拡大を図る。 ・こだわり滋養ネットワークとの協働 | ・農と食について生産者と消費者のきずなを深める活動や環境こだわり農業のPR活動を行う「こだわり滋養ネットワーク」の活動を支援した。 取組内容:地域ごとの活動の実施、広報誌の発行(年2回、各17,000部) | みらいの農業振興課 |
| | しがの地産地消・食育推進事業 | 農産物直売所の活性化、地場農産物の利用促進、卸売市場を通じた地場農産物の流通促進など、地産地消を推進する。 ・地産地消推進会議の開催 ・しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業 | 地産地消および食育の推進を図るため、県内各地域で地産地消推進会議を開催し、関係機関・団体の連携を図るとともに、しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業を活用し、地域の伝統食の継承や学校給食での地場農産物の利用促進を図った。 ・地産地消推進会議の開催 5地域 ・しがの魅力再発見・地産地消・食育推進事業取組実績 0地域 | みらいの農業振興課 |
| | (4) 消費者市民社会の構築に向けた気運づくり | | | |
| 市町や消費者団体、事業者、関係団体等、幅広い主体と連携した「消費者市民社会」に関する情報提供や広報活動の実施 | ・消費生活等に関するイベントや講演会を通じた啓発を行い、消費者市民社会の考え方について周知を図る。また、環境学習、食育、金融教育、法教育、防災教育等と連携した取組を進める。 ・消費者団体と共催し、消費者月間講演会の開催 ・エンカル消費の推進 ・消費生活フェスタの開催 | 【県民活動生活課】 ・消費者月間講演会の開催 5月28日(土)14:00~16:00 ピアザ淡海 305会議室(オンラインでの併用) 消費者ネット・しがとの共催、講師:森田 満樹氏(Food Communication Compass 代表) ・エンカル消費にかかる啓発イベント (消費生活フェスタや関係団体のイベントなどを通じて啓発を行った。) 消費生活フェスタ 9月1日~11日(ピバシティ彦根)、11月7日~14日(イオンスタイル大津京)、11月7日~17日(イオンタウン湖南) 草津市主催 地球冷やしたい推進フェア 12月18日(草津イオンモール)SGNと協働啓発 | 県民活動生活課 消費生活センター | |

| 消費者施策の展開(基本方針) 重点施策/施策(事業)名 | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|---------------------------------|-------------|--|--|---------------------|
| ■重点施策7 消費生活相談体制の充実強化 | | | | |
| (1) 県の消費生活相談体制の充実強化 | | | | |
| 県の消費生活センターの窓口機能の強化 | | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員による消費生活相談や苦情の受け付け、助言、あっせんの実施 消費生活相談員を対象にした研修の開催 | <p>消費者トラブルに対し専門的な立場から助言やあっせんを行うことにより、消費者被害の防止と救済を図るため、消費生活相談窓口を設置し、インターネット相談を実施するなど相談者の利便性向上に努めた。また、複雑化する相談に適切に対応できるよう消費生活相談員の研修機会の確保に努めた。</p> <p><県消費生活センターにおける消費生活相談体制> 消費生活相談員 7名 受付時間 9:15~16:00(日・祝日、年末年始を除く) 相談受付実績 3,337件(うちインターネット相談75件)</p> | 消費生活センター |
| 相談情報の早期の集約と有効活用 | | <ul style="list-style-type: none"> 市町と協力した早期のPI0-NET入力の実施 PI0-NET情報を早期に集約し、消費者への啓発・事業者指導へ活用 | <ul style="list-style-type: none"> 市町の相談窓口と協力してPI0-NETの早期入力に努めるとともに、それらの情報を消費者への啓発および事業者指導に活用した。 | 消費生活センター |
| 県・市町相談窓口の認知度向上、利用促進<重点施策4(1)再掲> | | 消費者ホットライン188および県内消費生活相談窓口の周知を行う | <p>【県民活動生活課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発チラシにより悪質商法等の情報提供に併せて、消費者ホットライン188等の周知を図った。 <p>【消費生活センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> くらしのかわら版等において恒常的に相談窓口の周知を行うとともに、「消費生活110番」事業を通して消費生活相談の利用促進を図った。 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| 弁護士会等の専門機関等との連携 | | <p>弁護士等専門家との連携による高度な相談に対応する体制を強化する。また、必要に応じ、専門分野(建築・繊維・機械・電気・化学・薬剤)の県消費生活センター兼務職員を活用する他、医療安全相談室等の県の専門相談窓口と連携を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 法律解釈を必要とする相談事案について、滋賀弁護士会の弁護士から助言を受けた。12回、55事案 専門分野(建築・繊維・機械・電気・化学・薬剤)の県消費生活センター兼務職員を活用できるよう体制を整備。 医療安全相談室等の県の専門相談窓口と連携を行った。 | 消費生活センター |
| 基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済 | 権利擁護センターの運営 | <p>財産・身上監護などに関する権利行使が困難な知的障害者、精神障害者等の権利擁護に関する相談対応から問題解決までの支援を行う機関として県社会福祉協議会に設置する権利擁護センターの運営に対して助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談事業 権利擁護サービス事業 地域福祉権利擁護事業実施市町社協に対する支援 研修・調査研究事業 | <ol style="list-style-type: none"> 権利擁護相談業務(R5.3末日現在) (1)一般相談 71件 生活支援事業 (1)地域福祉権利擁護事業実施市町社協への指導、援助、補助の実施 利用契約数 1,493件(全19市町社協が実施)(令和5年3月末現在) (2)担当者会議の開催 地域福祉権利擁護事業担当者会議 4回 研修事業 (1)地域福祉権利擁護事業の新任職員・生活支援員研修 開催3回、参加者73名 成年後見利用促進関係会議の開催 (1)法人後見実施社協間の情報交換会 1回 | 健康福祉政策課 |
| | 専門機関等との連携 | <p>福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の適正な運営の確保とともに、福祉サービスに関する苦情のうち、利用者と事業者間で解決困難な事例の解決や人権侵害に関わる案件の通報などの役割を担う機関として県社会福祉協議会に設置する滋賀県運営適正化委員会の運営に対して助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情解決合議体の運営 運営監視合議体の運営 研修・調査研究事業 | <ol style="list-style-type: none"> 苦情問い合わせ等 145件(R5.3末日現在) 選考委員会 開催 3回 全体委員会 開催 1回 運営監視合議体 開催 5回、現地調査 9団体 苦情解決合議体 開催 5回 広報・啓発活動 福祉サービスに関する相談窓口・苦情相談窓口のご案内(県社協ホームページでの広報、啓発資料(パンフレット、ウェットティッシュ、ポケットティッシュ)の配布) | 健康福祉政策課 |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 | |
|-------------------------------|--|--|--|--|-----|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | | |
| 基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済 | 医療安全相談室の運営<重点施策2再掲> | 医療安全や医療機関に関する相談の実施 | 県医療安全相談室において、令和4年度は年間602件の相談に対応した。 | 医療政策課 | |
| | 貸金業者に係る相談窓口の設置 | 貸金業者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護を図る。 | 貸金業者に係る相談窓口として、課内に常設している「しが金融ホットライン」を通じて、資金需要者等の抱える問題の解消に努めた。 資金需要者等からの様々な相談等に対し、親切かつ親身に対応するよう努めており、問題の解消に向けた支援ができています。 | 中小企業支援課 | |
| | 専門機関等との連携 | 不動産無料相談所の運営指導 | 宅地建物取引に関する苦情相談とトラブルの未然防止を図るため、関係団体とともに滋賀県不動産取引業協議会を組織し、不動産無料相談所を開設した。 ・令和4年度相談件数 851件 ・消費者保護の観点から、消費生活センター等と連携し、情報交換、人権啓発活動を実施 | 住宅課 | |
| | | 住宅相談の実施 | 個性化・多様化する住まいに対する県民のニーズに合った助言・指導を行う。 | ◇住宅相談の実施 令和4年度実績：電話相談 74件 面談相談 2件 現地相談 0件 合計 76件 | 住宅課 |
| | 相談業務研修の充実 | 県内の相談員等を対象として、相談対応技術を向上させるための研修を企画・実施するなど、研修機会の充実を図る。 ・県域での消費者被害防止・消費者教育ワーキングチームの結成 ・消費生活相談員・職員対象研修会の開催 | ・県全体の消費生活相談体制の充実強化を図るため、県内消費生活相談窓口の相談員、行政職員を対象にオンラインも活用しながら、相談技術向上のための研修会を開催。 パワーアップ研修 6回 参加者数延272名 相談事例研修 3回 参加者数延76名 | 消費生活センター | |
| 消費生活相談員の担い手確保 | 専門資格のある消費生活相談員の担い手を確保するため、消費者庁等の資格取得講座を周知し、専門資格の取得を支援を行い、資格取得を促進する。 | 【県民活動生活課】 ・消費者庁、国民生活センターより連絡があれば、随時各市町、県センターに情報提供を行った。 【消費生活センター】 ・消費生活相談員資格試験の資格取得講座について、消費生活センターホームページで周知し、専門資格取得を推進した。 | 県民活動生活課 消費生活センター | | |
| (2) 市町の消費生活相談体制の充実強化支援 | | | | | |
| 市町の相談体制の充実強化への支援 | 消費生活相談の複雑化・広域化に対応するため、市町との連携強化を一層図る。 市町消費者行政の体制整備と施策の充実を促進する。 ・市町への交付金 ・市町担当職員研修等の開催 ・消費生活センター・ヘルプデスクの運営 ・消費生活相談困難案件の共同処理 ・市町相談担当者への巡回訪問支援 | 【県民活動生活課】 ・市町消費者行政担当課長等会議の開催 5月19日(木)13:30~16:00 オンライン開催 ・強化事業の推進 消費者庁の追加要望額調査等も踏まえ、随時各市町に強化事業の活用について推進を図った。 【消費生活センター】 ・市町窓口担当者への支援として、情報交換会の開催、消費生活相談員未配置の町窓口や配置人数の少ない市町窓口への巡回訪問を行うとともに、対応困難な相談案件について、県消費生活センターが共同処理などの支援を行った。 相談市町窓口情報交換会 3回 参加者数延64名 市町担当者への巡回訪問支援 2市6町延12回 ヘルプデスクの運営 33件、共同処理 3件 | 県民活動生活課 消費生活センター | | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|----------------------------------|---|---|---|---------------------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済 | 高齢者権利擁護支援センターの運営 | 成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政等の保健福祉関係者への専門的・技術的助言および人材育成等の支援を行うため、高齢者権利擁護支援センターを指定し、運営する。 ・成年後見制度、高齢者虐待の専門的・技術的助言 ・高齢者虐待問題研修会等の実施(市町・地域包括支援センター職員向け) | (1)高齢者虐待対応・養護者支援・成年後見相談事業 ・相談件数 26件 (2)高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐待防止セミナー 1回 参加者数:52名 (3)人材育成事業 ・高齢者虐待対応研修会 基礎編(2日間) 延べ参加者数:88名 実務編(2日間) 延べ参加者数:96名 | 医療福祉推進課 |
| | 県および市町相談窓口の連携強化、情報共有の推進 (市町の相談体制の充実強化への支援再掲) | ・相談窓口担当者情報交換会の開催 ・市町相談担当者への巡回訪問支援 | 【県民活動生活課】 ・消費者庁から悪質商法等にかかる情報提供があれば、各市町、県センターに随時情報共有を図った。 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 市町相談窓口の認知度向上、利用促進<重点施策7(1)再掲> | 消費者ホットライン188および県内消費生活相談窓口の周知を行う。 | <重点施策7(1)再掲> | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 県と市町の連携による消費者啓発の実施<重点施策4(1)再掲> | 啓発イベントの開催やチラシ等の配布について協力し、地域における消費者啓発を行う。 ・市町と連携し消費生活フェスタ等の開催 ・成人式向けチラシ等の作成・配布 | 【県民活動生活課】 ・若年者や高齢者向けの啓発チラシ(成年年齢引下げ)について、希望があった市に提供を行い、各地域での効果的な啓発につなげた。 【消費生活センター】 <消費生活フェスタ>市町、県警、消費者団体と連携して開催 ・県民から「消費生活川柳」を募集し、入賞作品を広報誌等で発表(応募作品数:635作品)。 ・ヒバシティ彦根(彦根市竹ヶ鼻町)で9月1日(木)~9月11日(日)、イオンスタイル大津京で11月7日(月)~11月14日(月)、イオンタウン湖南で11月7日(月)~11月17日(木)の期間においてパネル展を実施。 ・「消費生活パネルキャラバン」と称し、県内13市町の施設を巡回してパネルを展示。 <街頭啓発> ・5/11 彦根警察署、彦根市と連携し街頭啓発活動を実施 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 重点施策8 社会的に不利な立場にある方への支援 | | | |
| (1)的確な情報提供 | | | | |
| 高齢者等を対象とした講習会等の実施<重点施策5(1)(3)再掲> | 老人会等への出前講座等、高齢者を対象とした効果的な講習会等を実施する。 ・くらしの情報セミナーの開催 ・消費生活相談員による出前講座(くらしの一日講座) ・金融広報委員会による出前講座 | <重点施策5(1)(3)再掲> | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| 関係団体等との連携による効果的な情報提供 | 高齢者等の消費者被害状況等を踏まえ、高齢者等一人一人に情報が行き届くよう、関係団体との協定や警察との連携による効果的な情報提供に努めるとともに、相談窓口の周知を図る。 ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布 | 【県民活動生活課】 ・啓発カレンダーの配布 約7,300部(啓発協定対象者・市町・警察・宅配事業者(コープしが生活協同組合、しが健康医療生活協同組合)へ配布) ・啓発チラシの配布(約17,000世帯、宅配事業者等と連携) 【消費生活センター】 交通安全協会女性団体連合会との連携により、高齢者宅を個別訪問し、悪質商法等に関する啓発資料を配付して直接注意を呼びかけた。 実施期間 : 7月~12月 対象世帯数 : 4,700世帯 | 県民活動生活課 消費生活センター | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 |
|----------------------|---|---|--|---------------------|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | |
| 基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済 | 高齢者等を対象とした消費者被害防止啓発等の実施 ＜重点施策5(1)(3)再掲＞ | 県内各地で高齢者向けの消費者被害防止パネル展等の啓発活動を行い、消費者被害の事例等について情報提供を行う。 | ＜重点施策5(1)(3)再掲＞ | 消費生活センター |
| | 警察と連携した悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供 | 悪質商法や特殊詐欺に関する情報を警察と県消費者行政部局が共有し、多発が予想される手口等について周知を行う。 | 【県民活動生活課】 ・高齢者向けに啓発チラシを作成・配付し、多発が予想される手口等について周知を行った。 【消費生活センター】 ・悪質商法や特殊詐欺に関する情報を入手した際は、速やかに各地域の警察署に情報提供し、また、多発する手口等についてはしらがメール等で周知した。 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 消費者の特性に応じたわかりやすい情報の発信＜重点施策4(1)再掲＞ | 幅広い世代に対し消費者啓発を行い、高齢者、若者、障害者、外国人県民など、その年齢層や特性に応じた媒体を活用して、実際の被害事例など消費生活に関する情報をわかりやすく提供する ・関係団体と連携し、高齢者宅を個別訪問し啓発資料を配布 ・生協・企業と連携し、高齢者宅へ啓発資料を配布 | 【県民活動生活課】 ・高齢者向けに啓発カレンダーの作成(約7,300部、啓発協定対象者・市町・警察・宅配事業者(コープしが生活協同組合、しが健康医療生活協同組合)へ配布) ・啓発チラシの配布(約17,000部、宅配事業者等と連携) 【消費生活センター】 ・中日新聞滋賀版「消費生活情報『ハッピーライフ』」記事掲載(隔週木曜日) 26回 ・しらがメール・LINE配信:50件 / Twitter投稿数:55件 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 多文化共生推進事業＜重点施策4(1)再掲＞ | 多言語による消費生活に関する情報提供を行う。 ・外国人相談窓口の運営(ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語)他 ・外国人向け多言語情報紙「みみタロウ」の発行(ポルトガル語・スペイン語・中国語(繁・簡)・英語・ハンガール・日本語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語) | ＜重点施策4(1)再掲＞ | 国際課 |
| | 啓発資料等の作成および配布 ＜重点施策4(1)再掲＞ | 消費者の年齢層や特性に応じ、啓発資料等を作成・配布。 ・啓発リーフレット・冊子等の作成・配布 ・「くらしのかわら版」の発行 | 【県民活動生活課】 ・エンカル消費にかかる啓発冊子を関係団体等と連携し作成(5,000部)、啓発イベント等で配付を行った。 【消費生活センター】 ・若者向け啓発リーフレットを近畿府県で共同作成(30,000部)し、県内高校や成人式で配布するとともに、出前講座でも活用した。 ・消費生活に関する最新の情報を盛り込んだ消費生活センター広報誌「くらしのかわら版」を年3回発行。 | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | 啓発資料等の貸出および情報の提供 ＜重点施策4(1)再掲＞ | 消費者教育や啓発のために役立つ情報を県のホームページに掲載するとともに、希望者への教材等の貸し出しを行う。 | ＜重点施策4(1)再掲＞ | 県民活動生活課 消費生活センター |
| | (2) 見守り体制の充実強化 | | | |
| 高齢者や障害者等の見守り体制の整備促進 | 様々な機関・団体と連携を強化し見守り体制の整備を働きかけ、消費者安全確保地域協議会設置の具体的な方法や取組事例の情報提供を行う。 ・消費者安全確保地域協議会の設置促進 ・見守り支援者研修会の開催 | 【県民活動生活課】 ・消費者行政担当課長等会議において、消費者安全確保地域協議会設置の具体的な方法や取組事例の情報提供を行った。 令和4年5月19日(木)13:30~16:00 オンライン開催 | 県民活動生活課 消費生活センター | |

| 消費者施策の展開(基本方針) | | 施策(事業)の概要 | 令和4年度実績・成果 | 課名 | |
|----------------------|--|---|--|---------------------|--|
| 重点施策/施策(事業)名 | | | | | |
| 基本方針Ⅲ 消費者被害の防止と救済 | 高齢者権利擁護支援センターの運営 <重点施策7(2)再掲> | 成年後見制度をはじめ高齢者虐待全般について、市町行政等の保健福祉関係者への専門的・技術的助言および人材育成等の支援を行うため、高齢者権利擁護支援センターを指定し、運営する。 ・成年後見制度、高齢者虐待の専門的・技術的助言 ・高齢者虐待問題研修会等の実施(市町・地域包括支援センター職員向け) | <重点施策7(2)再掲> | 医療福祉推進課 | |
| | 高齢者や障害者等の見守り支援者の育成 | 民生委員・児童委員や介護関係者等地域の見守り支援者に対して研修の機会を設け、消費者トラブル事例や対応策を伝えることにより見守り意識の向上を図る。 ・見守り支援者研修会の開催 | ・出前講座(くらしの一日講座)に、地域の見守り支援者を主な対象としたテーマを設け、民生・児童委員など見守り関係者に消費者トラブルの事例や対応策を伝えた。 くらしの一日講座実績:18回(うち見守り支援者向け7回) | 消費生活センター | |
| | 見守りのための資料の配布 | 消費者庁と連携し、見守り支援者・団体や、警察、見守り講座参加者等に高齢者等を見守る際の注意点や専門家へつなぐための解説を記載した資料を配布する。 | 【県民活動生活課】 ・消費者庁等より見守りのための啓発資料についての情報共有があれば、随時各市町、県センターに情報提供を行い、見守り支援者等に共有するよう図った。 | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 警察と連携した悪質商法や特殊詐欺に関する情報提供 <重点施策8(1)再掲> | 悪質商法や特殊詐欺に関する情報を警察と県消費者行政部局が共有し、多発が予想される手口等について周知を行う。 | <重点施策8(1)再掲> | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| | 「高齢者等の消費者被害110番」等の開設 | タイムリーな事例に関して、「高齢者の消費者被害110番」を開設し、相談の掘り起こしを図る。 | 若者における消費者被害の防止と救済を目的に、「若者消費者トラブル110番」を開設した。 期間:①令和4年3月1日(火)~令和4年5月31日(火) ②令和4年12月1日(木)~令和5年1月31日(火) 期間中の相談受付件数 ①111件、②62件 | 消費生活センター | |
| | 重点施策9 法令違反事業者等への指導強化 | | | | |
| | 特定商取引法、景品表示法、消費生活条例等に関する事業者指導の強化 <重点施策1(1)再掲> | 特定商取引法、景品表示法、消費生活条例等に基づく調査を行い、指導や行政処分を実施する。 | 【県民活動生活課・消費生活センター】 関係法令に違反した疑いのある事業者についての調査を行った。 | 県民活動生活課 消費生活センター | |
| 消費者被害に関する情報提供体制の構築 | 専門検査員を通して警察との連携を強化し、消費者被害の未然防止につなげる。 | 架空請求や特殊詐欺、違法と思われるウェブサイト等に関する情報を入手した際には滋賀県警察に提供した。 | 県民活動生活課 消費生活センター | | |
| 国・他都道府県との連携強化 | 消費者庁・近畿経済産業局・他都道府県と連携し、広域案件の調査等を実施する。 | 各種会議や全国共通のシステム「特商法執行NET」等を活用し、当県における事業者調査の状況を他自治体と共有するとともに、他自治体における調査の状況に関する情報を収集した。 | 県民活動生活課 消費生活センター | | |